

### 第3章 不当労働行為事件の審査

#### 第1節 不当労働行為事件の概況

##### 1 不当労働行為事件取扱件数

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

平成30年における申立件数は7件で、前年より1件減少し、過去5年間（平成25年～29年）の平均10件と比べて3件減少した。

(単位：件)

年 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
前年からの繰越し	11	3	5	5	5
新規申立て	10	6	9	8	7
計	21	9	14	13	12

##### 2 業種別申立件数

最近5年間の業種別申立件数は、次表のとおりである。平成30年における業種別申立件数は、「医療、福祉」が2件、「製造業」、「情報通信業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」がそれぞれ1件であった。

(単位：件)

年 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	1	0	0
建設業	0	0	1	0	0
製造業	0	1	0	0	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	1
運輸業、郵便業	2	1	1	1	0
卸売業、小売業	0	2	0	1	0
金融業、保険業	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	1
生活関連サービス業、娯楽業	1	0	1	2	1
教育、学習支援業	1	1	0	1	1
医療、福祉	3	0	5	1	2
複合サービス事業	0	0	0	2	0
サービス業	3	1	0	0	0
公務	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	10	6	9	8	7

3 該当号別申立件数

最近5年間の労働組合法第7条各号別申立事件数は、次表のとおりである。  
平成30年における申立号別の内訳を見ると、7条各号の単独号での申立ては2号の1件と3号の1件であり、他5件は複数号での申立てである。1号を含む申立てが4件（57%）、2号を含む申立てが4件（57%）、3号を含む申立てが6件（86%）となっている。

（平成30年12月31日現在）（単位：件）

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
7条	1号該当	1	0	0	0	0
〃	2号 〃	1	4	7	2	1
〃	3号 〃	0	0	0	0	1
〃	4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2号 〃	1	0	1	0	0
〃	1・3号 〃	2	1	0	2	2
〃	1・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	2・3号 〃	0	1	0	0	1
〃	2・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2・3号 〃	3	0	1	4	2
〃	1・2・4号 〃	1	0	0	0	0
〃	1・3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	2・3・4号 〃	0	0	0	0	0
〃	1・2・3・4号 〃	1	0	0	0	0
	計	10	6	9	8	7

注 追加申立て及び一部取下げを含む。

4 被申立人企業内の組合組織状況

最近5年間の申立事件に係る組合組織状況は、次表のとおりである。

（単位：件）

年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
	組合が1だけのもの	7	5	9	6	7
	組合が2以上のもの	3	1	0	2	0
	計	10	6	9	8	7

5 申立人別申立件数

最近5年間の申立人別申立件数は、次表のとおりである。  
平成30年は、申立人の全てが組合単独である。

(単位：件)

区分 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
組合	10	6	9	8	7
個人	0	0	0	0	0
上部組合	0	0	0	0	0
組合・個人	0	0	0	0	0
組合・上部組合	0	0	0	0	0
個人・上部組合	0	0	0	0	0
組合・個人・上部組合	0	0	0	0	0
計	10	6	9	8	7

6 合同労組による申立件数及び駆け込み申立件数

いわゆる合同労組による不当労働行為救済申立件数と、これらの事件に含まれる、いわゆる駆け込み申立件数は、次のとおりである。

平成30年においては、合同労組による申立てが86%を占めている。

(単位：件)

区分 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全申立件数	10	6	9	8	7
合同労組申立て (駆け込み申立て：内数)	9 (1)	4 (2)	6 (4)	7 (1)	6 (2)

7 企業規模別申立件数

最近5年間の企業規模別申立件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

区分 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
29人以下	1	2	2	1	1
30人～49人	1	0	0	0	0
50人～99人	2	1	4	2	3
100人～299人	1	0	1	1	0
300人～499人	1	1	0	1	0
500人～999人	3	1	0	2	0
1,000人以上	1	1	2	1	3
計	10	6	9	8	7

## 8 終結状況

### (1) 事件終結状況

最近5年間の事件終結状況は、次表のとおりである。

平成30年においては、取下げ・和解による終結は前年に比べ減少し、命令・決定による終結は増加している。

(単位：件)

区分		年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
係属	前年からの繰越		11	3	5	5	5	
	新規申立て		10	6	9	8	7	
	計		21	9	14	13	12	
終結	取下げ・和解	取下げ	0	0	1	0	0	
		和 解	無関与	3	0	0	0	0
			関 与	10	3	3	6	1
		計	13	3	4	6	1	
	状 況	命 令	全部救済	3	0	2	0	2
一部救済			1	0	1	2	2	
決 定		棄 却	1	1	2	0	0	
		却 下	0	0	0	0	0	
		計	5	1	5	2	4	
合 計		18	4	9	8	5		
翌年への繰越し			3	5	5	5	7	

### (2) 終結区分別平均処理日数

最近5年間の終結区分別平均処理日数は、次表のとおりである。

平成30年においては、平均処理日数が命令・決定事件、取下げ・和解事件ともに前年に比べ増加している。

(単位：日 (件) )

区分	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
命 令 ・ 決 定		340(5)	351(1)	354(5)	291(2)	350(4)
取 下 げ ・ 和 解		165(13)	270(3)	153(4)	167(6)	241(1)
総平均 (計)		213(18)	291(4)	265(9)	198(8)	328(5)

(3) 終結区分別最長・最短処理日数

最近5年間の終結区分別最長・最短処理日数は、次表のとおりである。

(単位：日)

区 分		年				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
命 令・決 定	最長	362	351	441	308	364
	最短	277	351	273	273	328
取下げ・和解	最長	328	385	304	319	241
	最短	18	136	57	85	241

(4) 命令・決定事件に関する確定及び不服状況

最近5年間の命令・決定事件について所定期間内に再審査申立てや行訴提起がなされた事件及び再審査申立て等が行われず確定した事件の状況は、次表のとおりである。

(平成30年12月31日現在) (単位：件)

区 分		年				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
命 令 ・ 決 定		5	1	5	2	4
確 定		0	1	2	0	1
再 審 査	労 側 申 立 て	0	0	1	1	0
	使 側 申 立 て	1	0	2	0	0
行 訴	労 側 提 起	2	0	0	0	0
	使 側 提 起	3	0	0	1	3

(注) 確定、再審査、行訴の件数は、当該命令・決定が出された年に計上する。  
平成26年の命令のうち、1件は労使双方行訴提起。

9 審査の期間の目標及びその達成状況

労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標及び目標の達成状況は次のとおりである。

(1) 審査の期間の目標

平成30年の審査の期間（命令交付までの期間）の目標は、次のとおりであった。

- ・労働組合法第7条第2号単独事件 10か月未満  
（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）
- ・その他の事件 1年未満

なお、平成31年における審査の期間の目標は、平成30年と同様である。

(2) 目標の達成状況等

ア 終結区分別平均処理日数（最近5年間の終結区分別平均処理日数）

平成30年の終結事件の終結区分別平均処理日数を見ると、命令・決定によるものは350日（12月）、取下げ・和解によるものは241日（8月）で、総平均では328日（11月）となっている。

（単位：日（件））

区分	年					
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年平均
命令・決定	340(5)	351(1)	354(5)	291(2)	350(4)	341(3.4)
審査の期間の目標10か月未満	-	- (0)	274(2)	273(1)	- (0)	273(0.8)
審査の期間の目標1年未満	340(5)	351(1)	408(3)	308(1)	350(4)	356(2.8)
取下げ・和解	165(13)	270(3)	153(4)	167(6)	241(1)	178(5.4)
審査の期間の目標10か月未満	-	136(1)	103(3)	120(4)	- (0)	116(2.0)
審査の期間の目標1年未満	165(13)	338(2)	304(1)	262(2)	241(1)	204(3.8)
総平均（計）	213(18)	291(4)	265(9)	198(8)	328(5)	241(8.8)
審査の期間の目標10か月未満	-	136(1)	171(5)	150(5)	- (0)	159(2.8)
審査の期間の目標1年未満	213(18)	342(3)	382(4)	277(3)	328(5)	269(6.6)

イ 平成30年終結事件処理日数別事件数

平成30年の終結事件の処理日数別事件数は、次表のとおりである。

全ての事件が、目標期間内に終結した。

（単位：件）

処理日数	事件数			構成比（%）
	命令・決定	取下げ・和解	計	
6月未満	0(0)	0(0)	0(0)	100
6月以上～10月未満	0(0)	1(0)	1(0)	
10月以上～1年未満	4(0)	0(0)	4(0)	
1年以上～1年6月未満	0(0)	0(0)	0(0)	-
計	4(0)	1(0)	5(0)	100

（注）（ ）は内数で、審査の期間の目標が10か月未満のもの。